

西宮市骨髓移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、骨髓移植等を行った場合、接種済の予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種（以下、「定期予防接種」という。）を通じて移植前に得られていた免疫が低下若しくは消失し、感染症に罹患する頻度が高くなることから、再度予防接種を実施し、免疫を再獲得することにより、集団感染やまん延を防止し、また、被接種者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「骨髓移植等」とは、造血幹細胞移植（骨髓移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植）とする。

(助成対象者)

第3条 この事業の助成対象者は次の要件をすべて満たす者（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 西宮市内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満であること。
- (2) 骨髓移植等によって移植前に接種した予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者
- (3) 助成を受けようとする年度の初日以降に再接種を受けようとしていること。

(助成の対象となる予防接種)

第4条 助成の対象となる予防接種は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 予防接種法第2条第2項で定められた疾病のうち結核を除いた疾患の予防接種であること。
- (2) 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）の規定によるワクチンであること。
- (3) 移植前に予防接種法、実施規則及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき実施された予防接種ワクチンの免疫が造血幹細胞移植によって低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める予防接種であること。

(助成金の額)

第5条 西宮市は、助成対象者に接種費用の助成を行う。助成金の対象となるのは、当該予防接種の費用として医療機関に支払った予防接種料（消費税を含む。）とし、抗体検査や医師が記入する意見書等の文書料は含まないものとする。助成金額は申請者が医療機関に支払った予防接種費用又は別表に定める上限額のいずれか低い額の全額とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、骨髄移植後等の予防接種の再接種費用助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長が定めるところにより、原則として接種前に市長に申請するものとする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 既に受けた定期予防接種に係る免疫の効果が期待できない旨の医師の意見書(様式第2号)
- (2) 母子健康手帳(骨髄移植等を行う前に定期予防接種を受けた履歴が確認できるものに限る。)又は当該履歴が確認できるもの

(交付の決定)

第7条 市長は前条の申請が行われたときは、その内容を審査のうえ、助成の可否について決定し、申請者に助成の可否、助成額その他必要な事項を通知するものとする。

(再接種の実施)

第8条 助成対象者は、前条の規定による交付決定後に医療機関において、再接種を受けることとする。

(助成の方法及び手続き)

第9条 本要綱による助成については、第7条の規定により助成金交付の決定を受けた者(以下「被交付決定者」という。)が医療機関で予防接種の費用を支払った後に、市長に請求することにより市長が助成を行う償還払いによるものとする。

- 2 被交付決定者は、骨髄移植後等の予防接種の再接種費用助成交付請求書(様式第5号)に次の書類を添えて、市長が定める期日までに、市長に提出するものとする。
 - (1) 当該予防接種を実施した際に医療機関から発行された領収書
 - (2) 予防接種済証など医療機関での支払金額、接種日、接種ワクチン、接種医療機関が確認できる書類
- 3 市長は、申請書類及び添付書類を審査のうえ助成額を決定し、助成金を交付する。
- 4 請求期限は、再接種した日が属する年度の末日までとする。

(再接種にかかる健康被害の取扱い)

第10条 本要綱に基づいて実施された予防接種は、予防接種法及び関係法令に基づかない任意の予防接種であるため、万が一当該予防接種に起因すると考えられる健康被害が発生した場合の健康被害救済手続きは、原則として被接種者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して行う。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第11条 市長は助成対象者が偽りその他不正の行為により助成の決定を受けたときは、交

付の決定の全部または一部を取り消し、既に交付している助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年9月1日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。